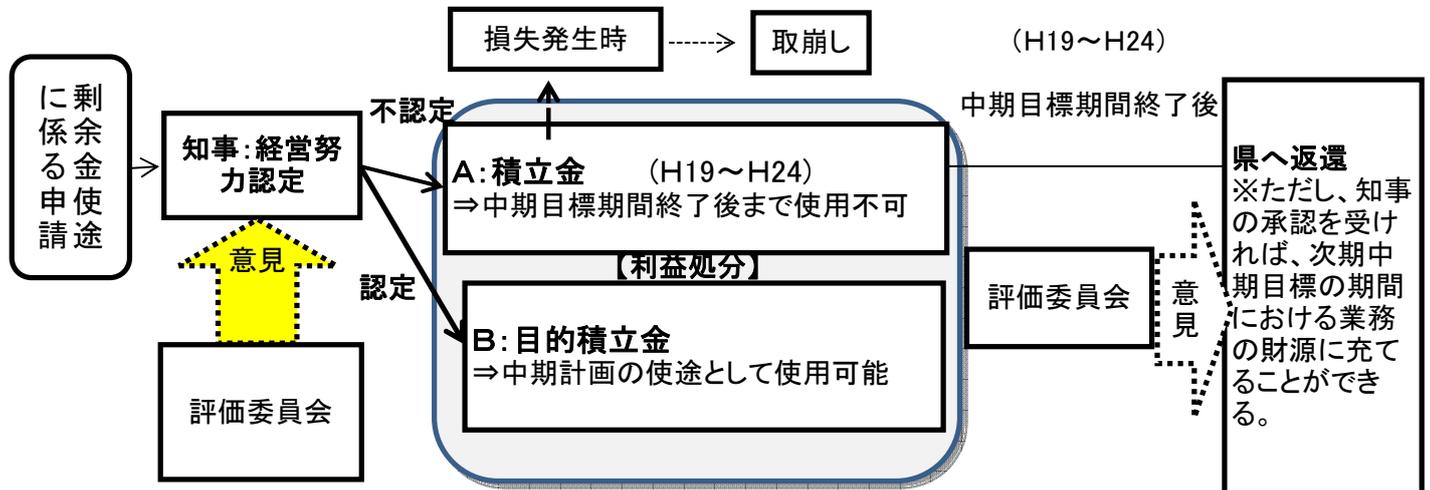


公立大学法人島根県立大学の平成22年度剰余金の使途について

公立大学法人島根県立大学は、地方独立行政法人法第40条第3項の規定に基づき、平成23年6月29日付けで平成22年度の剰余金の使途に係る申請を行いました。

今後、県知事は、同法第40条第5項規定に基づき公立大学法人評価委員会の意見を聴き、この承認を行うこととなります。

1. 公立大学法人の決算後の利益処分に関する制度

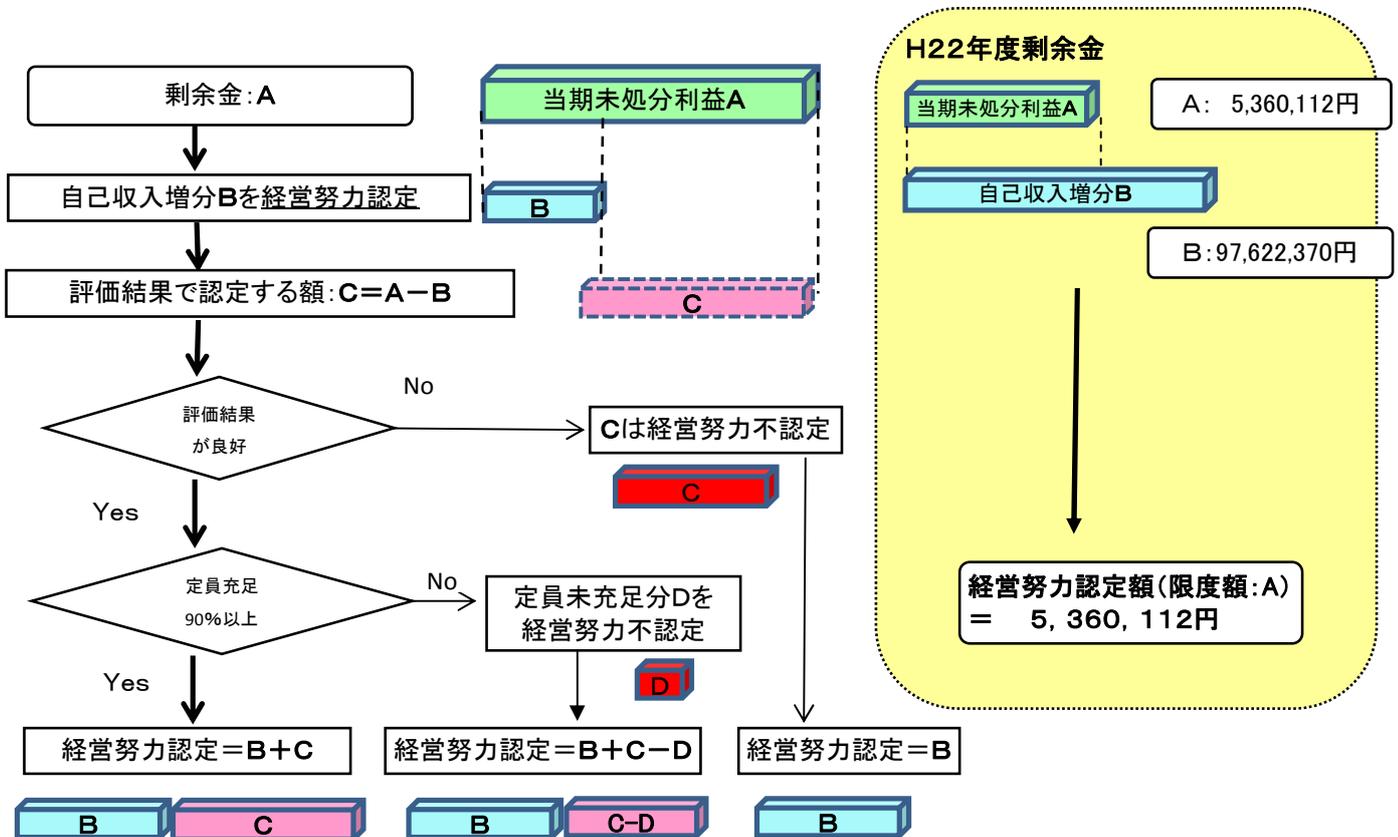


2. 島根県立大学の経営努力認定について

下図B・・・自己収入が、標準収入を上回った場合は、その差額を当期未処分利益の範囲内で経営努力と認定する。

下図C・・・利益剰余金からBを差し引いた残額Cは、県評価委員会の評価結果が良好な場合、経営努力認定する。

下図D・・・Cのうち、学生の在籍数が定員の一定率を下回った場合は、その未充足分は経営努力と認定しない。



3. 平成22年度剰余金の使途に係る承認についての申請内容

当期未処分利益 5,360,112円

承認申請額 5,360,112円

剰余金の使途: 教育研究の質の向上及び業務運営の改善に充てる